

熊本市空き家管理事業者紹介制度実施要綱

制定 令和2年(2020年)11月13日 市長決裁

改正 令和3年(2021年)6月4日 市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、管理不全な空き家の発生を抑制するとともに、空き家を良質な住宅として市場に流通させることで良好な住環境の確保を図るため、空き家の所有者等が発注する空き家の管理業務に関して、当該業務の受注・実施を希望する者(以下「空き家管理事業者」という。)を市が募集及び登録し、空き家の所有者等へ紹介を行う「熊本市空き家管理事業者紹介制度」(以下「本制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 居住世帯のない住宅(長屋及びこれに類する形態の建築物を含む)及びその敷地(立木その他土地に定着するものを含む)をいう。
- (2) 所有者等 空き家の所有者又は管理者をいう。
- (3) 空き家の管理業務 外観の点検、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木の剪定、除草、家財の処分、その他の空き家を適正に管理するための業務をいう。

(本制度を利用できる空き家管理事業者)

第3条 空き家管理事業者として本制度を利用できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のア～ウのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 自らが行う空き家の管理業務について、パンフレット、ホームページ又はSNS等により広報を行うことができる者
- (4) 空き家の管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者
- (5) 熊本市における空き家の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができる者
- (6) 空き家の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者(家財の処分のみを行う事業者を除く)にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者(ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者)

(登録申請)

第4条 登録を希望する空き家管理事業者は、熊本市空き家管理事業者登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)
- (3) 第3条第1項第6号に規定する者にあつては、同号に定める許可証の写し(同号ただし書きに規定する者にあつては、許可証及び委託契約書の写し)
- (4) 市税の滞納がないことの証明書

(登録及び公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録を決定するときは、熊本市空き家管理事業者登録決定通知書(様式第4号)により、登録を却下するときは、熊本市空き家管理事業者登録申請却下通知書(様式第5号)により空き家管理事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により、登録の決定をしたときは、熊本市空き家管理事業者登録名簿(別表1)(以下「管理事業者登録名簿」という。)に登録するとともに、登録した内容について公表するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 登録の決定を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)は、第4条の規定による申請書の内容に変更があったときは、速やかに熊本市空き家管理事業者登録事項変更申請書(様式第6号)により、市長に申請しなければならないものとする。

2 市長は、前項の規定による変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、登録内容の変更を決定するときは、熊本市空き家管理事業者変更決定通知書(様式第7号)により登録事業者に通知するものとする。

3 第5条第2項の規定は、登録内容の変更に準用する。

(登録名簿の有効期間及び更新)

第7条 管理事業者登録名簿の有効期間は、登録の決定が通知された日から2年後の日が属する年度の末日までとする。

2 登録事業者は前項の有効期間を更新しようとするときは、その期間が満了する日までの1か月間において、熊本市空き家管理事業者登録更新申請書(様式第8号)に役員等名簿及び照会承諾書(様式第3号)を添えて、市長に提出しなければならないものとする。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、更新を決定するときは、熊本市空き家管理事業者更新決定通知書(様式第9号)により登録事業者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第8条 登録事業者は、登録の抹消をしようとするときは、熊本市空き家管理事業者登録抹消申請書(様式第10号)により、市長に申請しなければならないものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

- (1) 誓約事項に違反したとき
- (2) 登録内容に虚偽があったとき
- (3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (4) その他市長が適当でないと認めた場合

4 市長は、前2項の規定により、登録を抹消したときは、その旨を熊本市空き家管理事業者登録抹消通知書(様式第11号)により空き家管理事業者に通知するとともに、管理事業者登録名簿から削除するものとする。

(空き家の管理業務の内容等に係る協議)

第9条 空き家の管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者とが双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(資料提出等の請求)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、登録事業者に対し、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(個人情報の取扱い)

第11条 登録事業者は、本制度における個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律に則り、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

- (1) 個人情報を他に漏らし、自己の利益や不当な目的のために取得し収集し、作成し、又は利用しないこと。
- (2) 個人情報を紛失すること等のないよう適正に管理すること。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年(2020年)11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年(2021年)6月4日から施行する。